

追加指定答申文化財概要

- 【名 称】 三重県齋宮跡出土品
みえけんさいくうあとしゅつどひん
- 【種 別】 重要文化財（考古資料）
- 【員 数】 3,022 点（このうち 361 点が追加指定）
- 【所 有 者】 三重県
- 【所 在 地】 多気郡明和町竹川 503 齋宮歴史博物館（保管）
- 【年 代】 飛鳥時代～平安時代
- 【内 容】

齋宮跡は、三重県多気郡明和町に所在し、櫛田川および祓川と宮川の下流域に挟まれた台地上に位置します。その発掘調査は昭和 45 年（1970）に始まり、昭和 54 年（1979）には約 137ha の範囲が史跡に指定されました。その後も発掘調査は継続して進められ、史跡東部の東西約 900m・南北約 500m の範囲に、奈良時代後半には「方格街区（ほうかくがいく）」と呼ばれる碁盤目状の区画が設けられ、その内部に齋宮寮の諸施設が造営されていたことが判明しました。また、飛鳥時代から奈良時代の遺構が集中する史跡西部では、飛鳥時代の状況についても解明が進み、齋宮関係施設と目される掘立柱塀による区画施設とその内部の建物が確認されたことで、制度初期の齋宮中枢部の在り方が明らかになりつつあります。

従前の文献研究中心であった齋宮は、都から遠く離れた地で小規模に営まれていたと考えられてきましたが、昭和 45 年からの継続的な調査検討は、齋宮が当時の都と遜色ない壮大な規模で造営され、一人の齋王を支えるために、多くの官人・女官が立ち働いていたことを詳らかにしてきました。こうした調査の蓄積を受けて、平成 21 年（2009）には、飛鳥時代から平安時代にかけての出土品 2,661 点が重要文化財に指定されました。その後も齋宮歴史博物館による調査研究が進み、文献研究と考古学的調査による成果の両輪で、齋宮の実像を明らかにすることが可能となってきました。

本件は、重要文化財指定後の平成 21 年以降に出土した資料や調査研究の進展によりその評価が定まった資料群 361 点を追加しようとするもので、磁器・陶器・土器・土製品 297 点、金属製品 64 点で構成されます。

「いろは歌」墨書土器などのひらがな墨書土器

ひらがな墨書土器の出土は、齋宮におけるひらがな文化の波及を示します。「いろは歌」墨書土器は、土師器皿両面に「ぬるをわか」、「つねなら」等、いろは歌の一節が記されています。その他、いくつもの文字が重複し繰り返され、まるで手習いをしたかのような墨書もあります。これらは他の墨書よりも細く滑らかな筆致で記され、出土位置も平安時代の齋王の居所と目される内院地区に限られる傾向にあることから、女官の存在を想起させるものです。

その他の墨書土器

墨書土器には、人名とみられる「□万呂」のほかに、官司墨書土器の「上宮□」や「殿部（とのべ）」があります。とくに「殿部」は齋宮十二司の一つで、齋王に関わる儀仗や油をはじめとする年料供物の管理を担っていたとされる殿部司（とのべのつかさ）を指すとみられ、齋宮における現業的な部門の存在を裏付けるものです。同様に、薬壺（やっこ）としての使用が想定される土師器有蓋短頸壺の存在は、既指定品の「薬」墨書土器とともに、齋宮薬部司（くすりべのつかさ）の実態を推測させるものとして注目されます。

刻書土器

土師器、須恵器、灰釉陶器の表面に「奉」や「安」等の文字のほか、「+」や「井」状の記号が記されます。器面に細い線刻で記されるこれら記号をもつ土器類は、内面に煤が付着する小型移動式竈や小円孔をもつ穿孔土器とともに、齋宮内で執り行われていた祭事をまざまざと想起させます。

金属製品

刀子、鉄鏃（てつぞく）、鉋（やりがんな）、鉄鎌、鉄斧、鋤鋤先（くわすきさき）、鉄鑿（てつのみ）、火打金（ひうちがね）、紡錘車（ぼうすいしゃ）などがあります。これら一定量の鉄製品は、史料に記される軍団兵士の道具立てと共通し、各地官衙遺跡における武器組成とも類似することから、齋宮を支え常駐した武官層の存在を明確に示すものです。

以上本件は、わが国唯一の特殊な遺跡である齋宮跡から出土した資料群からなり、文献資料だけでは知り得ない齋宮の実像をあらわす一括として学術的価値が高いと言えます。文献資料にある「齋宮十二司」の内容を窺わせるものや、齋王を取り巻く女官の活動を表すような資料を加えることで、齋宮に従事した女官の存在や、文献に記された年中行事の具体相を補強するとともに、齋宮という機関の構造やその独自性をより明確に示すことが可能となったため、重要文化財にふさわしいと評価されました。